2019年1月版

「ご契約のしおり−約款」
変更のお知らせ

「ご契約のしおり−約款」に記載されている内容につきまして、一部を変更させていただきます。誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり−約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー

第一生命

Dai-ichi Life Group

約款差込（3・4・5分冊用）

「約款」の記載をつぎのとおり変更いたします。

■こども学資保険（2018）普通保険約款について、「別表13　要介護状態による保険料払込の免除の対象となる当会社所定の状態」の備考をつぎのとおり変更いたします。

備考（別表13）

１．器質性認知症

(1)　「器質性認知症」とは、つぎのすべてに該当する場合をいいます。

(ｱ)　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

(ｲ)　正常に成熟した脳が、(ｱ)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(ｳ)　平成27年２月13日総務省告示第35号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10（2013年版）準拠」に記載された分類項目中、次表の基本分類コードに規定される内容によるもの

分類項目	基本分類コード
○アルツハイマー病の認知症	Ｆ00
○血管性認知症	Ｆ01
○ピック病の認知症	Ｆ02.0
○クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	Ｆ02.1
○ハンチントン病の認知症	Ｆ02.2
○パーキンソン病の認知症	Ｆ02.3
○ヒト免疫不全ウイルス［ＨＩＶ］病の認知症	Ｆ02.4
○他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	Ｆ02.8
○詳細不明の認知症	Ｆ03
○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（Ｆ05）のうち、 ・せん妄、認知症に重なったもの	Ｆ05.1
○神経系のその他の変性疾患、他に分類されないもの（Ｇ31）のうち、 ・神経系のその他の明示された変性疾患 （レヴィ小体型認知症に限ります。）	Ｇ31.8

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ＩＣＤ－10（2013年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

(2)　(1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

２．意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、すべての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすいーに加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

３．見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

(1)　時間の見当識障害

季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。

(2)　場所の見当識障害

今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。

(3)　人物の見当識障害

日頃接している周囲の人の認識ができない。

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更いたします。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）または認知症保険（無解約返還金）（2019）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）または認知症保険（無解約返還金）（2019）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

■保険料口座振替特約条項について、第２条をつぎのとおり変更いたします。

第２条（契約日の特則）

１．月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

２．当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当会社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、当会社は、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間についても保険期間、保険料払込期間および第１保険年度とみなして、主約款および特約条項の規定を適用します。

３．認知症保険（無解約返還金）（2019）契約について、第２項の規定を適用する場合には、契約日に認知症保険金の支払事由に該当したものとみなします。

４．変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第１項および第２項の規定は適用しません。

■保障見直し特約条項（2018）について、第14条を新設し、第７条、第10条および第15条から第17条をつぎのとおり変更いたします。

第７条（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）がある場合の特則）

１．見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）および特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第６条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、特定疾病保険金、身体障害保険金または介護保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 見直し後契約において支払う特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。

(a) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、５年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約または５年ごと配当付指定・特定疾病診断保障付死亡保障特約（以下本条において「特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）において支払われるべき特定疾病保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。

(ｲ) 第６条の規定を適用して支払われるべき特定疾病保険金の額が、(ｱ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、(ｱ)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき特定疾病保険金の額が見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)(a)の限度額に加えます。

(ｳ) 見直し後契約において支払う身体障害保険金の限度は、つぎのとおりとします。

(a) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または５年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）において支払う身体障害保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）または５年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額を限度とします。

(ｴ) 第６条の規定を適用して支払われるべき身体障害保険金の額が、(ｳ)の規定にもとづき計算した見直し後契約にお

いて支払う身体障害保険金の額をこえるときは、(ｳ)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) または５年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約において支払われるべき身体障害保険金の額が見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｳ)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき身体障害保険金（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) または５年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約が含まれている場合は、その身体障害保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) において支払う身体障害保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｳ)(a)の限度額に加えます。

(ｵ) 見直し後契約において支払う介護保険金については、(ｳ)および(ｴ)中「身体障害保険金」とあるのは「介護保険金」と読み替えて(ｳ)および(ｴ)の規定を適用します。

(2) 第６条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) または特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額が見直し前契約等の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) 等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ｲ) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ｳ) 見直し前契約等の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) 等の保険金額が、見直し後契約の特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｲ)の合計額に加えます。

(ｴ) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金、身体障害保険金および介護保険金に対応する部分を有する主契約の保険金額ならびに特約の保険金額および給付金額（見直し前契約等に特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第１号または第２号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

２．見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) および特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第６条の規定を適用し、特定疾病保険金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 見直し後契約において支払う特定疾病保険金の限度は、つぎのとおりとします。

(a) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）(2018)、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018)、特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018)、５年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、５年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約、５年ごと配当付特定状態収入保障特約または５年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等」といいます。）において支払われるべき特定疾病保険金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) において支払う特定疾病保険金の額は、見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額を限度とします。

(ｲ) 第６条の規定を適用して支払われるべき特定疾病保険金の額が、(ｱ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、(ｱ)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等において支払われるべき特定疾病保険金の額が見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき特定疾病保険金（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その特定疾病保険金は除きます。）の額が見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) において支払う特定疾病保険金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)(a)の限度額に加えます。

(2) 第６条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) または特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額が見直し前契約等の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等の保険金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ｲ) 見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額が見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ｳ) 見直し前契約等の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等の保険金額が、見直し後契約の特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｲ)の合計額に加えます。

(ｴ) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金に対応する部分を有する主契約および特約の保険金額（見直し前契約等に特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その保険金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) の保険金額をこえるときは、そのこえる金

額を、(ｱ)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第１号または第２号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

３．見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）(2018) および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の場合は、第２項各号中「特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018)」とあるのは「特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）(2018)」と読み替えて、第２項各号の規定を適用します。

４．見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）(2018)、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) および特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) の場合は、第１項、第２項および第８条（見直し後契約に特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) がある場合の特則）第２項の規定を準用します。

５．見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）(2018)、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の場合は、第１項、第３項および第９条（見直し後契約が特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の場合の特則）第１項の規定を準用します。

６．見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）(2018)、特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の場合は、第２項、第３項および第８条第１項の規定を準用します。

７．見直し後契約が特定状態定期保険（無解約返還金）(2018)、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018)、特定疾病定期保険（無解約返還金）(2018) および特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）(2018) の場合は、第１項、第３項、第８条第１項および第８条第２項の規定を準用します。

第10条（見直し後契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018)、介護年金保険（無解約返還金）(2018) または生活障害年金定期保険 (2018) の場合の特則）

１．見直し後契約が特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) および介護年金保険（無解約返還金）(2018) の場合は、つぎのとおり取り扱います。

(1) 第６条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用し、介護年金を支払うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 見直し後契約において支払う介護年金の限度は、つぎのとおりとします。

(a) 見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) において支払う介護年金の額は、見直し前契約等に含まれている特定状態定期保険（無解約返還金）(2018)、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）(2018)、特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018)、５年ごと配当付特定状態保障定期保険特約、５年ごと配当付特定状態充実保障付死亡保障特約、５年ごと配当付特定状態収入保障特約または５年ごと利差配当付特定状態収入保障特約（以下本条において「特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等」といいます。）において支払われるべき介護年金の額を限度とします。

(b) 見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）(2018) において支払う介護年金の額は、見直し前契約等において支払われるべき介護年金（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その介護年金は除きます。）の額を限度とします。

(ｲ) 第６条の規定を適用して支払われるべき介護年金の額が、(ｱ)の規定にもとづき計算した見直し後契約において支払う介護年金の額をこえるときは、(ｱ)に定める限度についてつぎのとおりとします。

(a) 見直し前契約等に含まれている特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等において支払われるべき介護年金の額が見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) において支払う介護年金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)(b)の限度額に加えます。

(b) 見直し前契約等において支払われるべき介護年金（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その介護年金は除きます。）の額が見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）(2018) において支払う介護年金の額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)(a)の限度額に加えます。

(2) 第６条の規定を適用し、当会社が、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) または介護年金保険（無解約返還金）(2018) の解除を行うときは、つぎのとおり取り扱います。

(ｱ) 見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) の年金額が見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等の年金額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ｲ) 見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）(2018) の年金額が見直し前契約等における見直し後契約の介護年金に対応する部分を有する主契約および特約の年金額（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その年金額は除きます。）の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。

(ｳ) 見直し前契約等の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等の年金額の合計額が、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) の年金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｲ)の合計額に加えます。

(ｴ) 見直し前契約等における見直し後契約の介護年金に対応する部分を有する主契約および特約の年金額（見直し前契約等に特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) 等が含まれている場合は、その年金額は除きます。）の合計額が、見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）(2018) の年金額をこえるときは、そのこえる金額を、(ｱ)の合計額に加えます。

(3) 見直し後契約において、第１号または第２号の規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

２．第６条の規定により、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）(2018) の年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、年金受取人に支払います。

３．第６条の規定により、見直し後契約の介護年金保険（無解約返還金）(2018) または生活障害年金定期保険 (2018) の

年金額の一部が支払われる場合、支払われない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、年金受取人に支払います。

4．第６条の規定により、見直し後契約の特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）、介護年金保険（無解約返還金）（2018）または生活障害年金定期保険（2018）の一部が解除される場合、解除されない部分の年金額が当会社所定の金額に満たないときは、その解除されない部分は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。

第14条（見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合の特則）

1．見直し後契約が認知症保険（無解約返還金）（2019）の場合で、かつ、見直し前契約等に認知症保険（無解約返還金）（2019）が含まれている場合において、見直し後契約の契約日からその日を含めて２年以内に認知症保険金が支払われる事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険期間満了前である場合に限ります。）には、つぎのとおりとします。

(1) 見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額と同額までの部分については、契約日からその日を含めて２年経過後に認知症保険金が支払われるべき事由に該当したものとして取り扱います。

(2) 第１号の場合、見直し後契約の認知症保険（無解約返還金）（2019）のうち、見直し前契約等の認知症保険（無解約返還金）（2019）の保険金額をこえる部分について、認知症保険金の支払が行われるときは、そのこえる部分の保険金額に対する月払保険料をもとに計算した認知症保険金の額を支払います。

2．第１項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第15条（見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合の特則）

1．見直し後契約に保険料払込免除特約（2018）が付加されている場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険料の払込が免除されるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限ります。）、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。

(2) 見直し前契約に保険料払込免除特約、保険料払込免除特約（H13）、保険料払込免除特約（H25）または保険料払込免除特約（2018）（以下本条において「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されていた場合において、見直し前契約に付加されていた保険料払込免除特約等の責任開始期の属する日からその日を含めて90日経過後で、かつ、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に保険料の払込が免除されるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等の保険期間満了前である場合に限ります。）には、保険料払込免除特約条項（2018）における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは保険料の払込を免除しない旨の規定は適用しません。

(3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第１号または第２号の規定により保険料の払込が免除されるときは、すべてのパッケージ内契約の保険料の払込が免除されたものとして取り扱います。

(4) 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当会社が見直し後契約の保険料払込免除特約（2018）の解除を行う場合には、見直し前契約に保険料払込免除特約等が付加されていない場合に限り、解除を行うことができるものとします。

2．第１項の規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第16条（見直し前契約が５年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合の特則）

見直し前契約が５年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）または無配当終身医療保険である場合で、転換価格、変更価格または承継価格が充当されているときは、転換価格、変更価格または承継価格を充当した部分の責任準備金は、第３条（見直し価格）第３項第１号には含めず、第３条第２項第１号に含めて取り扱います。

第17条（見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合の特則）

見直し前契約が予定利率変動型無配当個人年金保険である場合には、第３条（見直し価格）第２項第１号中「責任準備金」とあるのは「解約返還金」と読み替えます。

2019年1月版

契企〔登〕15583-01